

一般社団法人社会情報学会仮会員取扱細則

2012年12月15日
制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人社会情報学会会員規則第2条の規定に基づいて正会員または学生会員として入会を希望する者のうち、特定の者に対する取り扱い方法を定めるものとする。

(仮会員の申込)

第2条 会長は、一般社団法人社会情報学会（以下「本学会」という。）に、正会員または学生会員として入会を希望する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、仮会員と認定することができる。

- 一 本学会が行う学会大会において、研究発表等を行う予定である者
 - 二 本学会が発行する機関誌において、研究論文等を投稿する予定である者
 - 三 一般社団法人社会情報学会定款第60条に規定する委員会の委員長が、仮会員として取り扱うことが適当であると認定した者
- 2 仮会員として取り扱うことを希望する者は、所定の入会申込書に、前項各号に該当することを証する書面、正会員の推薦書および会費相当金額を納付したことを証する書面を添付しなければならない。

(仮会員の事業参加)

第3条 会長が仮会員と認定した者は、本学会の行う事業に参加することができる。ただし、前条第1項第1号および第2号に該当する者は、本学会の行う事業の一部（当該各号に掲げる事業をいう。）に限って参加することができる。

(入会の承認)

第4条 会長は、第2条に基づき仮会員として認定した者について、直近の理事会で一般社団法人社会情報学会定款第7条に基づき入会の承認を受けなければならない。

(納付金額の取り扱い)

第5条 会長は、前条の入会承認を受けたときは、会長は遅滞なくその旨を通知し、受領した会費相当金額を会費に充当しなければならない。

2 理事会において入会承認が得られなかったときは、会長は遅滞なくその旨を通知し、受領した会費相当金額を返金しなければならない。

(本規則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

第1条 この細則は、2012年4月1日に遡及して施行する。

附則

第1条 この細則（改定）は、2012年12月15日に施行する。